

令和 7 年 5 月 27 日

保護者 様

守山市立守山中学校
校長 植村 俊之

台風など非常時の対応について（お知らせ）

台風など気象状況等によって災害の発生が予想される場合は、生徒の安全を確保するため、下記により臨時休業等の措置を取ることがありますので、ご理解をお願いします。

記

1. 滋賀県に「特別警報」「暴風警報」発令時における措置について

- (1) 登校前において特別警報もしくは暴風警報が発令されている場合、生徒は自宅待機させてください。
- (2) 午前 7 時において特別警報もしくは、暴風警報が発令中の場合、臨時休業とします。生徒は登校させないでください。
- (3) 午前 7 時までには特別警報もしくは暴風警報が解除された場合であっても、危険が予測される場合は臨時休業または始業の時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムによる緊急安全連絡等で指示しますので、それに従ってください。

（注）テレビ・ラジオ・ネットなどの気象情報にも注意してください。

2. 滋賀県に「その他の警報（大雨、洪水、大雪等）」の発令時における措置

- (1) 特別警報、暴風警報以外の大雨、洪水、大雪警報の場合、警報の発令をもって臨時休業の措置はとりません。学校からの指示が無ければ、平常どおり登校させてください。
- (2) 警報の発令に伴い危険が予測される場合は、臨時休業または始業の時刻の繰り下げの措置をとることがあります。その場合は、メール配信システムによる緊急安全連絡等で指示しますので、それに従ってください。

3. 滋賀県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された時の対応について

- ◆警戒すべき日の前日 14 時の発表を受け、翌日は原則臨時休業の措置となりますので、メール配信システムで速やかに連絡します。